

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1.計画期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間
(延長) 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

2.内容

目標：平成 31 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 10 日以上とする。

〈対策〉

- 平成 26 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 27 年 4 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成 28 年 4 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 平成 29 年 4 月～ 各課にて取得状況について実態把握を行い、目標未達成の原因分析等を行う
- 平成 30 年 4 月～ 毎月各課にて取得状況について把握し、管理職は職員へ取得の周知等を行う